

「第3次八尾市人権教育・啓発プラン」(改定素案)に係る

市民意見提出制度実施要領

1	件名	「第3次八尾市人権教育・啓発プラン」(改定素案)についての市民意見募集
2	目的	「第3次八尾市人権教育・啓発プラン」を策定するにあたり、「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例」第12条に基づき、広く素案を公表し、市民の意見等の提出という形での市民の参画の機会を保障するとともに、それらの意見等を反映させることを目的とします。
3	事業説明	<p>本市では、市民一人ひとりが人権を自分自身の課題としてとらえ、人権を尊重することの重要性を正しく認識し、すべての人びとの人権にも十分に配慮した行動がとれるよう、令和3年3月に「第2次八尾市人権教育・啓発プラン(改定版)」を策定し、本計画に基づいて、人権を尊重するまちづくりの実現に向けた総合的な人権施策の推進を図ってきました。</p> <p>この度、令和7年度で現行計画の改定から5年が経過することから、社会・経済情勢の変化や法制度の整備、複雑・多様化する人権課題等への対応など、第6次総合計画等の関係計画との整合性を図り、人権施策をより一層推進するため、「第3次八尾市人権教育・啓発プラン」(改定素案)を作成しました。</p> <p>つきましては、計画(素案)に対してより多くの市民から意見を聴取するため、「市民意見提出制度に関する指針」に基づき、市民の意見・提言を募集いたします。</p>
4	対象者	市内に在住・在勤・在学又は事業を営むすべての人、及び市内に事業所を有する法人その他の団体
5	資料内容 及び 公表方法	(1) 公表する資料 「第3次八尾市人権教育・啓発プラン」(改定素案) (2) 公表の方法 ・市役所本館1階(総合案内)、3階(人権政策課、情報公開室)、各出張所、緑ヶ丘コミュニティセンター、桂・安中人権コミュニティセンター、各図書館、国際交流センター、男女共同参画センターすみれ、市民活動支援ネットワークセンター「つどい」、社会福祉会館、こども総合支援センターほっぷ、生涯学習センターでの閲覧 ・八尾市のホームページを利用した閲覧
6	公表期間	令和7年12月22日(月)～令和8年1月21日(水)
7	意見募集期間	令和7年12月22日(月)～令和8年1月21日(水)必着

8	必須記入事項	<p>① タイトル 「第3次八尾市人権教育・啓発プラン(改定素案)への意見」 ② 意見・提言 ③ 連絡先(任意) (氏名又は団体名、電話番号、FAX 番号、E-mail アドレス)</p> <p>※提出された連絡先等の個人情報は、「個人情報保護法」に基づき、適切に取り扱います。</p> <p>※意見の該当箇所や内容が不明確な場合に、確認のため連絡をさせていただく場合がありますが、それ以外の目的には使用しません。</p> <p>※所定の意見提出用紙(八尾市のホームページ等に掲載)を活用する場合は、タイトルの記入は不要です。</p>
9	意見の提出方法及び提出先	<p>① 持参(代理人によるものを含む。) 八尾市役所本館3階 人権政策課 人権政策係</p> <p>② 郵送 〒581-0003 八尾市本町一丁目1番1号 八尾市人権ふれあい部 人権政策課 人権政策係</p> <p>③ FAX 072-924-0175</p> <p>④ 電子メール 送付先アドレス: jinkenseisaku@city.yao.osaka.jp</p> <p>⑤ 電子申請システム</p>
10	提出された意見の取り扱い等	<p>① 今回の市民意見提出制度に基づいて寄せられた意見を踏まえ、可能な内容については、本計画(改定素案)に反映させます。</p> <p>② 提出された意見は、個別対応はせず、市民意見提出期間終了後、意見の整理を行い、資料として活用するとともに、素案への反映可否等について、後日(令和8年3月頃を予定)に情報公開室や八尾市のホームページ等で公表します。</p> <p>③ 提出された意見は、住所・氏名を除き、そのままの形で公表することができますので、個人が特定されるおそれのある情報は、意見本文にはできるだけ記入しないよう、ご留意ください。</p> <p>④ 意見を受領したことについて、連絡は省略します。</p> <p>⑤ 電話・口頭での意見の提出は市民意見提出制度として取り扱いません。</p>
11	担当 (問合せ先)	八尾市人権ふれあい部 人権政策課 人権政策係 電話:072-924-3830(直通)